

令和2年3月17日

大阪府立泉北高等学校

府立学校における臨時休業及び春季休業期間中の教育活動等について

- ★ 大阪府教育委員会からの通知に従い、令和2年3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間においては、以下の3つの原則に留意したうえで、部活動や課題研究等の教育活動を行うことができます。ただし、学校内での活動に限ります。

【原則】

- (1) 換気を励行する（2方向の窓を同時に開ける等）
- (2) 人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等）
- (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

- ★ 活動を行う場合には、以下の点にも注意すること。

【注意点】

- ① 登校して活動するにあたり、手洗いやうがいの励行、咳エチケットなど、予防を徹底すること。
- ② 発熱等の症状がある場合には登校しないこと。
- ③ 部活動等の参加については保護者の理解を得て、無理のない範囲で活動すること。
- ④ 屋外や換気の良い環境であっても、相手と一定時間接触するような活動は避けること。
- ⑤ 活動時間は2時間程度とし、活動終了後は速やかに下校すること。
- ⑥ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない）、合宿、合同練習、演奏会等については、無観客であっても4月7日まではできない。